

健生食輸発0906第1号  
令和5年9月6日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産カラマンシーのプロフェノホス及びドリアンのプロシミドン並びに  
インドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブ)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：  
令和5年8月31日付け薬生食輸発0831第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の検査において、ベトナム産カラマンシーからプロフェノホス及  
びドリアンからプロシミドンを検出し、インドネシア産コーヒー豆のイソプロ  
カルブについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令  
の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御  
了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

## 記

### 1. 別添1のベトナムの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の 項目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けること を命ずる具体的理 由
カラマンシー 及びその 加工品 (簡易な加 工に限る。)		プロフ ェノホ ス	別表1の 3による こと。	平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 留する農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につい て」によること。	基準値(0.01ppm)を 超えるプロフェノ ホスが検出される おそれがあるため。
ドリアン及 びその加工 品 (簡易な加 工に限る。)		プロシ ミドン	別表1の 3による こと。	平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 留する農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につい て」によること。	基準値(0.01ppm)を 超えるプロシミド ンが検出されるお それがあるため。

を追加し、  
 2. 別添1のインドネシアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イソプロカルブ	(1) コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。  (2)(1)以外のものについては、別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるイソプロカルブが検出されるおそれがあるため。

を削除する。